

議案第66号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

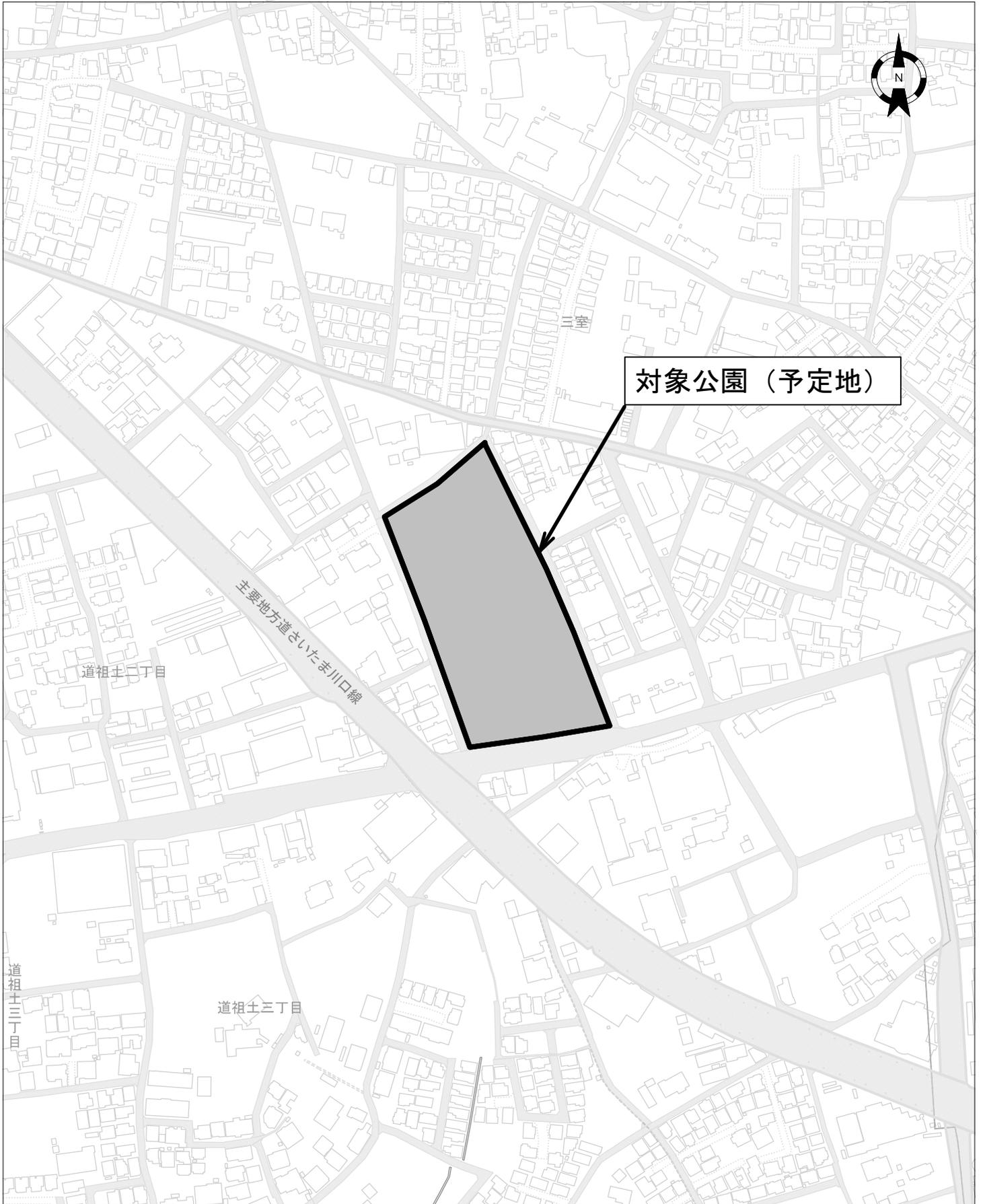
- 1 物件の表示 さいたま市緑区大字三室字西宿1305番1
（仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設
- 2 取得先 さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3
株式会社内田緑化興業
代表取締役 殿井 正仁
- 3 取得価格 290,280,000円
- 4 取得理由 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度で実施中の（仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

(参考)

物件の概要

所在地	さいたま市緑区大字三室字西宿1305番1
特定公園施設の概要	園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設等

案内図



0

150m

